

Issues concerning Osumi, Satsuma Hayato' s tributary system— With a focus on significance of tribute stop and ' Being on duty' theory —

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-07-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 明希 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/604

大隅・薩摩隼人の朝貢制における諸問題

——朝貢停止の意義と「上番」説の検討を中心に——

熊谷 明希

緒論

八世紀の大隅・薩摩両国に居住する隼人には、朝貢とそれに伴う在京勤務という特殊な支配が行われていた。朝貢とは、古代における政治儀礼の一形態で、服属国・服属集団が上京して天子に謁見し(「朝」)、服属の証としての貢納物であるミツキをおさめることを意味する(「貢」)。古代日本の王権は、隼人や蝦夷といった国家の周縁に居住する人々、さらには新羅・渤海等の朝鮮諸国に対し朝貢を強制させることにより、王権に対する服属関係を形成・維持しようとしたのである。

隼人の朝貢が本格的にみえるのは天武・持統朝からで、^① 霊亀二年(七一六)の格において、朝貢と在京勤務の期間が六年と定められた(『続日本紀』霊亀元年五月辛卯条)。以後、隼人の朝貢は、史料上において計一一回確認することができ、延暦二十年(八〇一)に朝貢停止が決定

する(『類聚国史』卷一九〇 風俗部 隼人 延暦二十年六月壬寅条)。本稿では、はじめに六年相替制が定められた霊亀二年以降の隼人の朝貢関係史料の検討と諸先行研究の整理を行う。そして、それらを踏まえた上で、隼人の朝貢制における問題の所在を明らかにすることを目的とする。

隼人の朝貢制について特に問題となっているのが、延暦二十年における朝貢停止の意義である。隼人が居住していた大隅・薩摩両国は建国から約一世紀近く班田制が実施されず、墾田制ともいふべき特殊な土地制度が行われていた(『続日本紀』天平二年三月辛卯条)。両国の班田制は延暦十九年(八〇〇)にようやく行われるが(『類聚国史』卷一五九 田地上 口分田 延暦十九年十二月辛未条)、この年は朝貢停止の前年に当たっている。そのため、隼人の朝貢停止と大隅・薩摩両国における班田制の施行は密接な関係があると考えられてきたが、^② 本論ではこの点に

ついて再検討を行いたい。

また、近年、菊池達也氏が隼人の上京で最も重要なのは六年間の在京勤務であるとし、「朝貢」ではなく「上番」と捉えるのが適切であるという見解を提示している。⁽³⁾この点も、隼人の来朝時に行われるミツキの貢納と風俗歌舞の奏上史料を踏まえながら検討を行いたい。

第一節・大隅・薩摩隼人の朝貢儀礼

1. 大隅・薩摩隼人の朝貢史料

はじめに、隼人の六年相替制が定められた、『続日本紀』靈龜二年五月辛卯条をみていきたい。

●史料1 『続日本紀』靈龜二年(七一六) 五月辛卯(十六) 条

辛卯、(中略)言^二大宰府^一、(中略)又薩摩・大隅^二国貢隼人^一、已^二經^二八歲^一、道路遙隔、去来不^レ便。或父母老疾、或妻子单貧。請、限^二六年^一相替。並許^レ之。

本条によると、大隅・薩摩隼人が上京してすでに八年を経過しており、故郷に残っている父母や妻子が困窮しているため、六年を期限として相替するよう大宰府から申請があり、裁可された。ここでいう「已^二經^二八歲^一」というのは、和銅二年(七〇九)に上京し(『続日本紀』和銅二年十月戊申条)、翌年の元日朝賀に参列した隼人が八年間在京していることを指す。

本条によって、大隅・薩摩隼人は、朝貢の後に六年間在京し、次の朝

貢が行われた際に帰国するという六年相替制が定められた。在京する大隅・薩摩隼人は、隼人司に統括され、元日朝賀や行幸、宮門警備等において「吠声」を発し、天皇に邪霊が近づくのを防ぐという重要な役割を担った。⁽⁴⁾

六年相替制以後の隼人の朝貢史料は、計一例確認することができ、以下に掲げる。

●史料2 隼人朝貢史料

① 『続日本紀』養老元年(七一七) 四月甲午(二十五) 条

甲午、天皇御^二西朝^一。大隅・薩摩^二国隼人等^一、奏^二風俗歌舞^一。

授^レ位賜^レ禄各有^レ差。

② 『続日本紀』養老七年(七二三) 五月辛巳(十七) 条

辛巳、大隅・薩摩^二国隼人等六百廿四人朝貢。

同年五月甲申(二十) 条

甲申、賜^二饗於隼人^一。各奏^二其風俗歌舞^一。酋帥卅四人、叙^レ位賜^レ

禄、人有^レ差。

同年六月庚子(七) 条

六月庚子、隼人帰^レ郷。

③ 『続日本紀』天平元年(七二九) 六月庚辰(二十一) 条

庚辰、薩摩隼人等貢^二調物^一。

同年六月癸未(二十四) 条

癸未、天皇御^二大極殿閤門^一。隼人等奏^二風俗歌舞^一。

同年六月甲申(二十五) 条

甲申、隼人等授_レ位賜_レ禄各有_レ差。

同年七月己酉（二十）条

秋七月己酉、大隅隼人等貢_二調物_一。

同年七月辛亥（二十二）条

辛亥、大隅隼人始糺郡少領外從七位下勲七等加志君和多利、外從七位上佐須岐君夜麻等久々壳並授_二外從五位下_一。自餘叙_レ位賜_レ禄亦各有_レ差。

④『続日本紀』天平七年（七三五）七月己卯（二十六）条

秋七月己卯、大隅・薩摩二国隼人二百九十六人入朝。貢_二調物_一。

同年八月辛卯（八）条

辛卯、天皇御_二大極殿_一。大隅・薩摩二国隼人等、奏_二方樂_一。

同年八月壬辰（九）条

壬辰、賜_二二国隼人三百八十二人爵并禄_一、各有_レ差。

⑤『続日本紀』天平十五年（七四三）七月庚子（三）条

庚子、天皇御_二石原宮_一、賜_二饗於隼人等_一。授_二正五位上佐伯宿禰清麻呂從四位下、外從五位下葛井連広成從五位下、外從五位下曾乃君多利志佐外正五位上、外正六位上前君乎佐外從五位下、外從五位上佐須岐君夜麻等久々壳外正五位下_一。

⑥『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）八月壬午（二十一）条

壬午、大隅・薩摩両国隼人等貢_二御調_一、并奏_二土風歌舞_一。

同年八月癸未（二十二）条

癸未、詔、授_二外正五位上曾乃君多利志佐從五位下、外從五位下前君乎佐外從五位上、外正六位上曾県主岐直志日羽志、加祢保佐

並外從五位下_一。

⑦『続日本紀』天平宝字八年（七六四）正月丙辰（十八）条

丙辰、大隅・薩摩等隼人相替。授_二外從五位上前公乎佐外正五位下、外正六位上薩摩公鷹白・薩摩公宇志並外從五位下_一。

⑧『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十一月庚寅（二十六）条

庚寅、天皇臨_二軒_一。大隅・薩摩隼人奏_二俗伎_一。外從五位下薩摩公鷹白・加志公嶋麻呂並授_二外從五位上_一。正六位上甌隼人麻比古、外正六位上薩摩公久奈都・曾公足磨・大住直倭、上正六位上大住忌寸三行並外從五位下。自餘隼人等賜_レ物有_レ差。

⑨『続日本紀』宝龜七年（七七六）二月丙寅（八）条

丙寅、御_二南門_一。大隅・薩摩隼人奏_二俗伎_一。

同年二月戊辰（十）条

戊辰、外從五位下大住忌寸三行・大住直倭並授_二外從五位上_一。外正六位上薩摩公豐繼外從五位下。自餘八人各有_レ差。

⑩『続日本紀』延暦二年（七八三）正月乙巳（二十八）条

乙巳、饗_二大隅・薩摩隼人等於朝堂_一。其儀如_レ常。天皇御_二閣門_一而臨觀。詔、進_レ階賜_レ物各有_レ差。

（十）条

己未、大隅国会於郡大領外正六位上曾乃君牛養授_二外從五位下_一。以下率_二隼人_一入朝_上也。

以上の史料を通覧すると、朝貢の内容として特徴的なものとして、隼

人側のミツキ（調物・御調）の貢納（③④⑥）と風俗歌舞（方楽・土風歌舞・俗伎）の奏上（①②③④⑥⑧⑨）、王権側の叙位・賜祿・賜饗（①⑩）が挙げられる。以下ではこれらの意義について考察を行いたい。

まず、隼人が貢納するミツキに関して、石上英一氏の研究を踏まえながら検討する。

天平宝字四年（七六〇）に新羅使が来日した際、日本は新羅使に対し、朝貢の四条件である「專対之人、忠信之礼、仍旧之調、明驗之言」を全て満たすよう新羅側に要求した（『続日本紀』天平宝字四年九月癸卯条）。ここで注目したいのは「仍旧之調」である。石上氏はこの「調」が賦役令に規定されている調とは異なり、服属国・服属集団の服属儀礼における貢納物を意味する「ミツキ」であるとす。そして、蝦夷・隼人が貢納した「方物・調物・御調」も、服属の証としてのミツキであったと述べている。首肯すべき見解であろう。

次に風俗歌舞の奏上についてみていきたい。史料²によると、「天皇御西朝」①・「天皇御大極殿閤門」③・「天皇御大極殿」④・「天皇臨軒」⑧、「御南門」⑨とあるように、風俗歌舞は天皇出御のもとで行われたことが分かる。

風俗歌舞の意義を考える際に取り挙げるべき史料が、『日本書紀』のいわゆる海幸山幸神話の一節である。

●史料3 『日本書紀』神代下 第十段 一書第四

弟居^レ浜而嘯^レ之。時迅風忽起。兄則溺苦。無^レ由^レ可^レ生。便遙請^レ

弟曰、汝久居^レ海原。必有^レ善術。願以救之。若活^レ我者、吾生兄八十連属、不^レ離^レ汝之垣边、当^レ為^レ俳優之民也。於是弟嘯已停、而風亦還息。（中略）於是兄著^レ犢鼻、以^レ赭塗^レ掌塗^レ面、告^レ其弟曰、吾汚^レ身如此。永為^レ汝俳優者。乃拳^レ足踏行、学^レ其溺苦之状。初潮漬^レ足時則為^レ足占、至^レ膝時則拳^レ足、至^レ股時則走廻、至^レ腰時則捫^レ腰、至^レ腋時則置^レ手於胸、至^レ頸時則拳^レ手飄掌。自^レ爾及^レ今、曾無^レ廢絶。

史料3には、兄のホノスソリノミコト（我・吾・兄）が天皇家の祖先で弟のヒコホホデミノミコト（弟）に服従する状況が記されている。本条によると、ホノスソリノミコトは「俳優之民」として、子々孫々現代にいたるまで、天皇の傍で溺れ苦しむ様を演じることを誓ったとされる。ホノスソリノミコトは隼人の祖先とされており（『日本書紀』神代下第九段本文）、本史料は隼人の服属説話と理解されている。

中村明蔵・今泉隆雄両氏は、来朝時に奏上する隼人の風俗歌舞は本説話に基づくもので、天皇への服属を意味したと指摘している。

歌舞の奏上の多くはミツキ貢納のほぼ数日後に行われており、史料2①⑥の天平勝宝元年八月条にいたっては、同日中に行われている。すなわち、ミツキの貢納と風俗歌舞の奏上は、天皇への服属を誓約することを意味する一連の儀礼とみて間違いない。

隼人によるミツキの貢納・風俗歌舞奏上の後、王権の返礼として隼人に対する叙位・賜祿・賜饗等が行われる。その後、六年間の在京勤務を行い、次の朝貢が行われた際に帰郷する（史料2②）というのが、隼

人の朝貢儀礼の基本的な流れである。

2・蝦夷の朝貢と隼人「上番」説の検討

近年、菊池達也氏は、隼人と蝦夷の朝貢史料の比較検討を行い、霊亀二年の六年相替制の確立以降、隼人の来朝は蝦夷等と異なり、「朝貢」ではなく「上番」と捉えるべきであるという新しい見解を提示した。⁽⁸⁾ 菊池氏は隼人を上京させる最大の目的は、在京勤務であるとする。

菊池説の検討を行うにあたり、八世紀における蝦夷の朝貢関係史料を概観し、隼人の朝貢儀礼との比較を行いたい。

●史料4 蝦夷朝貢史料

①『続日本紀』和銅三年(七一〇) 正月壬子朔条

三年春正月壬子朔、天皇御_三大極殿_二受_レ朝。隼人・蝦夷等、亦在_レ列。左將軍正五位上大伴宿禰旅人・副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯・副將軍從五位下小野朝臣馬養等、於_三皇城門外朱雀路東西_二分頭、陳_一列騎兵、引_三隼人・蝦夷等_二而進。

同年正月丁卯(十六)条

丁卯、天皇御_三重閣門_二、賜_三宴文武百官并隼人・蝦夷_二、奏_三諸方樂_一。從五位已上賜_三衣一襲_二。隼人・蝦夷等、亦授_レ位賜_レ祿各有_レ差。

②『続日本紀』霊亀元年(七一一) 正月甲申朔条

霊亀元年春正月甲申朔、天皇御_三大極殿_二受_レ朝。皇太子始加_三礼

服_一拜朝。陸奥・出羽蝦夷并南嶋奄美・夜久・度感・信覚・球美等、来朝各貢_三方物_二。其儀、朱雀門左右、陳_一列鼓吹・騎兵。元会之日、用_三鉦鼓_二、自_レ是始矣。

同年正月戊戌(十五)条

戊戌、蝦夷及南嶋七十七人、授_レ位有_レ差。

③『扶桑略記』養老二年(七一一) 八月乙亥(十四)条

乙亥日、出羽并渡嶋蝦夷八十七人来、貢_三馬千疋_二。則授_レ位_一。

④『続日本紀』神護景雲三年(七六九) 正月辛未(二)条

辛未、御_三大極殿_二受_レ朝。文武百官及陸奥蝦夷、各依_レ儀拜賀。

同年正月丙子(七)条

丙子、御_三法王宮_二、宴_三於五位已上_一。道鏡、与_三五位已上摺衣人一領、蝦夷緋袍人一領。賜_三左右大臣綿各一千屯_二。大納言已下亦有_レ差。

同年正月丙戌(十七)条

丙戌、御_三東院_二、賜_三宴於侍臣_一。饗_三文武百官主典已上、陸奥蝦夷於朝堂。賜_三蝦夷爵及物_二、各有_レ差。

⑤『続日本紀』宝龜三年(七七二) 正月壬午朔条

三年春正月壬午朔、天皇、御_三大極殿_二受_レ朝。文武百官、渤海蕃客、陸奥・出羽蝦夷、各依_レ儀拜賀。宴_三次侍從已上於内裏_一。賜_レ物有_レ差。

同年正月丁酉(十六)条

丁酉、(中略)陸奥・出羽蝦夷歸_レ郷。賜_三爵及物_二有_レ差。

⑥『続日本紀』宝龜四年(七七三) 正月丁丑朔条

四年春正月丁丑朔、御「大極殿」受「朝」。文武百官及陸奥・出羽夷俘、各依「儀拝賀」。宴「五位已上於内裏」、賜「被」。

同年正月庚辰（十四）条

庚辰、陸奥・出羽蝦夷俘囚歸「郷」。叙「位」、賜「禄有」差。

⑦『続日本紀』宝龜五年（七七四）正月丙辰（十六）条

丙辰、宴「五位已上於楊梅宮」、饗「出羽蝦夷俘囚於朝堂」。叙「位」、賜「禄有」差。

同年正月庚申（二十）条

庚申、詔、停「蝦夷俘囚入朝」。

蝦夷の朝貢に関しては、今泉氏と熊谷公男氏の研究が存在する。

今泉氏は、史料4-1③を除くすべてが正月行事に参列している点から、蝦夷の朝貢は七世紀後半頃から毎年定期的に行われ、正月行事への参列が原則であったと指摘する⁹⁾。

熊谷氏は今泉説を継承しながら、氏が述べている「正月行事への参列」という捉え方には曖昧さが残ると指摘している。そして、特定の節会への参加が定例となっていない点（史料4-1①⑤が十六日踏歌節会、④が七日白馬節会等）、蝦夷だけを対象とした饗給・叙位が行われている点（史料4-1⑦）から、蝦夷の上京朝貢の中心は朝賀への参列であり、節会への参列はそれに対する王権側の返礼の一形態にすぎなかったと結論付けている¹⁰⁾。

史料4-1①和銅三年条によると、隼人が蝦夷と共に元日朝賀儀に参列していることが分かる。しかし、史料上確認することができる隼人の朝

賀参列は本条のみである。隼人は朝賀において、朝堂院正門外に陣列し、群官入場の際に、吠声を発するという重要な役割を有していた。史料4-1①の朝賀への参列は特殊な例と評価すべきであろう¹¹⁾。

隼人と蝦夷の朝貢儀礼を比較すると、隼人の朝貢儀礼は基本的に単独で行われるのに対し、蝦夷の場合は文武百官等と共に朝賀に参列し、その際にミツキ（「方物」）の貢納が行われたと考えられている¹²⁾。また、隼人は朝貢後、六年間の在京勤務を行ったのに対し、蝦夷にはそのような役割は存在せず、賜饗・叙位・賜禄後に帰郷した（史料4-1⑤）。

以上の考察を踏まえ、改めて菊池説の検討を行いたい。菊池氏は隼人の在京勤務を重視し、史料2にみえる隼人の来朝を「朝貢」とするのはなく「上番」という言葉を用いた方が適切であると述べている。在京勤務を隼人支配の特殊性と評価する点に関しては、筆者も賛同する。しかし、隼人の来朝を「朝貢」ではなく「上番」とする見解は、率直に言うて賛同できない。

まず、先に挙げた史料2-1②養老七年五月辛巳条には、「大隅・薩摩二国隼人等六百廿四人朝貢。」とあり、隼人の来朝をはつきりと「朝貢」と明記している¹³⁾。また、「朝貢」とは、来朝してミツキを貢納することを意味するが、実際に隼人がミツキを貢納したことは、史料2-1③④⑥から明らかである。隼人の朝貢時に行われるミツキの貢納と風俗歌舞の奏上は、王権への服属を意味する重要な政治儀礼であり、天皇出御を伴うものであった（史料2-1①③④⑧⑨）。隼人の来朝を「上番」とするのは、これら一連の儀礼を軽視した解釈と言える。以上の点から、隼人の来朝とそれに伴うミツキの貢納・風俗歌舞の奏上といった諸儀礼は、

朝貢と称して何ら問題はない。

第二節・隼人の朝貢停止の意義に関する問題

1・隼人の朝貢停止と大隅・薩摩両国における班田制施行

隼人の朝貢は史料2-1①の延暦十二年以後、史料上確認することができず、その八年後の延暦二十年（八〇一）六月に、朝貢の停止が決定する。

●史料5 『類聚国史』巻一九〇 風俗部 隼人 延暦二十年（八〇一）六月壬寅（十三）条
壬寅、停^三大宰府進^二隼人^一。

これにより、天武朝から続く隼人の朝貢制は終わりを告げることになる。本節では諸先行研究を踏まえながら、隼人の朝貢停止の意義に関する問題の所在を明らかにしたい。

隼人の朝貢停止の意義を考察する上で関連が深いと考えられてきた史料が、『続日本紀』天平二年三月辛卯条と『類聚国史』延暦十九年十二月辛未条に記されている、大隅・薩摩両国の墾田と「百姓」である。

●史料6 大隅・薩摩両国墾田制史料

①『続日本紀』天平二年（七三〇）三月辛卯（七）条

大宰府言、大隅・薩摩両国百姓、建^レ国以来、未^レ曾班^レ田。其所^レ有田、悉是墾田。相承為^レ佃、不^レ願^二改動^一。若從^二班授^一、恐多^二喧訴^一。於是、随^レ旧不動。各令^二自佃^一焉。

②『類聚国史』巻一五九 田地上 口分田 延暦十九年（八〇〇）十二月辛未（七）条

収^二大隅・薩摩両国百姓墾田^一、便授^二口分^一。

史料6-1①によると、大隅・薩摩両国の「百姓」の田は全て墾田でもし収公したら反発が予想されると大宰府から報告があった。朝廷はこれに基づき、従来通り墾田を耕作させるよう決定し、両国の口分田班給は、史料6-1②の延暦十九年（八〇〇）によりやく実施される。すなわち、大隅・薩摩両国は建国から約一世紀近く、墾田制ともいべき特殊な土地制度が行われていたことが分かる。さて、ここで注視すべきなのが、班田制が施行された翌年に、隼人の朝貢制が停止された点である。

周知の通り、八世紀の両国は隼人支配という役割を担う国であった。そのため多くの先行研究では、史料6を隼人関連史料と捉え、両国における班田制施行と朝貢制の停止は密接な関係があると解釈されてきた。¹⁴ 代表的なものとして、中村氏と永山氏の先行研究が挙げられる。

中村氏は大隅・薩摩両国における墾田制を隼人に対する特殊な支配体制（「非律令制的性格」と評価し、班田制の代わりの政策として朝貢制が行われたとする。そして、両国における班田制施行と史料5の朝貢停止は、隼人に対する律令制的支配の意味すると評価している。¹⁵

永山氏は、八世紀の大隅・薩摩隼人には籍帳制とそれに基づく調庸等の律令制的賦課が行われていなかったという立場をとる。そして、班田制適用と朝貢の停止によって律令制的賦課が行われ、隼人の公民化が完遂したと解釈し、以後彼らは「隼人」と呼称されることはなくなると述

べている。¹⁶⁾

中村・永山氏をはじめ、史料6-1②の大隅・薩摩両国における班田制施行と隼人の朝貢停止を結びつける解釈に共通するのは、史料6-1①②の墾田を有するとされる「百姓」を隼人と限定的に解釈している点である。しかし、この「百姓」の解釈については問題点があると筆者は考えている。

史料6-1①②の「百姓」の内実については別稿を用意している。以下では「百姓」を隼人と限定的に解釈する従来の先行研究に関する問題点について、大隅・薩摩両国における隼人支配の様相を踏まえながら述べたいと思う。

2・朝貢停止の意義と「百姓」の問題

八世紀の大隅・薩摩両国における隼人支配を考える上で取り挙げるべきものとして、井上辰雄氏の研究が存在する。井上氏は、天平八年度「薩摩国正税帳」の「隼人一十一郡」という記載に着目し、薩摩国には薩摩郡以下の在地の隼人を中心に構成された「隼人一十一郡」が存在し、肥後国から移配された柵戸を中心に構成された出水・高城両郡（いわゆる非隼人郡）と行政上区別されていたと指摘している（図1）。また、大隅国においても同様の区分が存在していたと理解しており、噲呷・大隅・始羅・肝属の四郡を隼人郡、桑原郡を非隼人郡とみている（図2）¹⁷⁾。

井上説を整理すると、大隅・薩摩両国には他国からの移住者である柵戸を中心とした非隼人系住民と、両国の建置以前からの地に盤踞している隼人系住民がそれぞれ居住していたということになる。

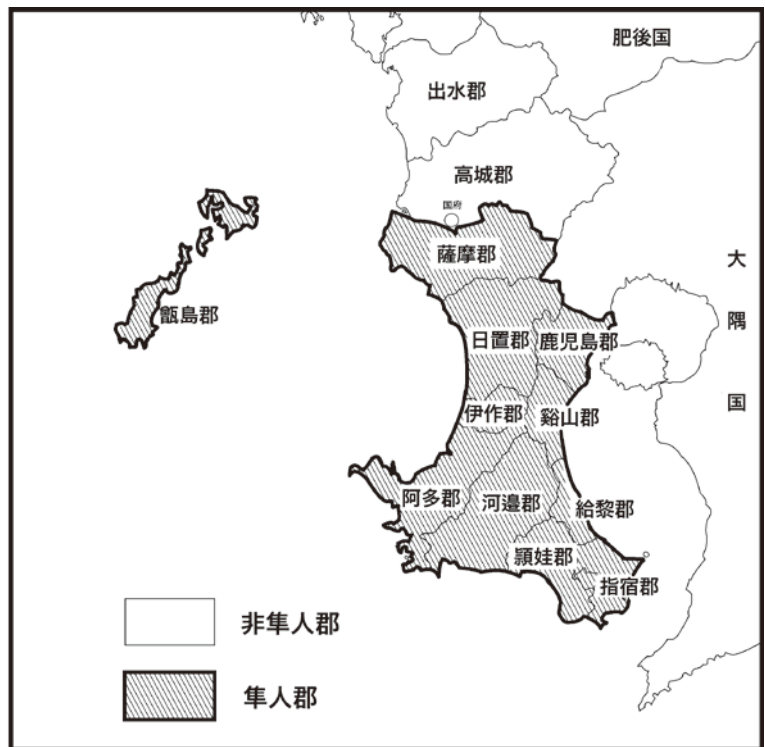


図1 薩摩国郡界図

以上の点を踏まえ、改めて史料6-1①②の「百姓」の問題について考察していきたい。最初に注目したい史料が、柵戸と「百姓」の関係を記した『続日本紀』天平宝字四年十月癸酉条である。

●史料7 『続日本紀』天平宝字四年（七六〇）十月癸酉（十七）条

癸酉、陸奥柵戸百姓等言、遠離郷閭、傍無親情。吉凶不相

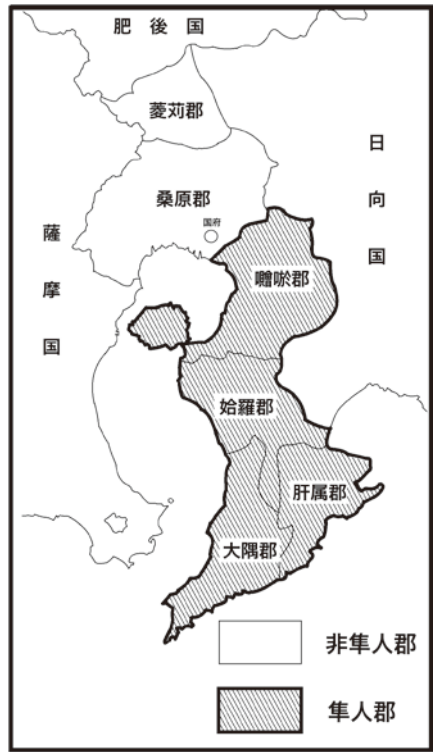


図2 大隅国郡界図

問「、緩急不_レ相救」。伏乞、本居父母・兄弟・妻子、同貫_二柵戸_一。庶蒙_二安堵_一。許_レ之。

史料7には「陸奥柵戸百姓」とある通り、柵戸を「百姓」身分と明記している¹⁸⁾。この点から、大隅・薩摩両国における柵戸も、当然「百姓」身分と考えるべきである。また、史料6-①の「建_レ国以来」という記載も、大隅・薩摩両国における柵戸政策の推移を踏まえれば、整合性があるといえる。

●史料8 薩摩国建国関連史料

①『続日本紀』大宝二年(七〇二)八月丙申朔条

八月丙申朔、薩摩・多櫛、隔_レ化逆_レ命。於_レ是發_レ兵征討、遂校_レ戸置_レ吏焉。

②『続日本紀』大宝二年十月丁酉(三三)条

丁酉、先_レ是、征_二薩摩隼人_一時、禱_二祈大宰所部神九処_一、実頼_二神威_一、遂平_二荒賊_一。爰奉_二幣帛_一、以養_二其禱_一焉。唱更国司等(今薩摩国也)。言、於_二国内要害之地_一、建_二柵置_レ戍守之。許_レ焉。

●史料9 大隅国建国関連史料

①『続日本紀』和銅六年(七一三)四月乙未(三三)条

夏四月乙未、(中略)割_二日向国肝坏・贈於_二大隅・始羅四郡_一、始置_二大隅国_一。

②『続日本紀』和銅六年七月丙寅(六)条

秋七月丙寅、詔曰、授以_二勲級_一、本_レ扨_レ有_レ功。若不_二優異_一、何以勸_レ獎。今討_二隼賊_一將軍并士卒等、戰陣有_レ功者一千二百八十餘人、並宜_二随_レ勞授_レ勲焉。

③『続日本紀』和銅七年(七二四)三月壬寅(一五)条

壬寅、隼人昏荒野心、未_レ習_二憲法_一。因移_二豊前国民二百戸_一、令_二相勸導_一也。

史料8-①によると大宝二年(七〇二)八月に「薩摩・多櫛」の征討を経て、「校_レ戸置_レ吏」が完了したことが記されている。中村氏は、「置吏」とは国司の設置を意味し、本条において薩摩国の前身である「唱更国」が成立したと指摘しており筆者も賛同する¹⁹⁾。また、国司の設置とともに完了した「校戸」とは、造籍の前提作業と考えられる²⁰⁾。

唱更国成立の約二ヶ月後に、同国内の要地に城柵と守備兵の設置が決

定するが(史料8-1②)、これらが隼人支配のために置かれたことは言うまでも無い。城柵の運営には、城柵に付随する柵戸の存在が必要不可欠で、この時唱更国内の出水・高城地域において柵戸の移配が行われたとみられている⁽²¹⁾。

大隅国は和銅六年(七一三)に日向国の肝坏(属)・贈於(贈吹)・大隅・始羅(羅)の四郡を割いて成立したことが史料9-1①に明記されている。大隅国成立の約二ヶ月後には隼人征討の叙勲が行われている(史料9-1②)、薩摩と同様に当国が隼人の征討を経て成立したことが分かる。

史料9-1③によると、大隅国成立の翌年の和銅七年(七一四)三月には、隼人の教化を目的として、豊前国から二〇〇戸の移民が行われた。移配先が薩摩と大隅のどちらに当たるか本条からは不明確であるが、前年に隼人の征討を経て大隅国が成立した点、大隅国桑原郡には「豊国」・「大分」・「答西」・「仲川」のように豊前・豊後国の地名を冠する郷を確認することができ(表2)、移配先は大隅国と考えるべきであろう⁽²²⁾。これらの点から大隅・薩摩両国の柵戸を中心とした移配政策が、隼人の征討を経た両国の建国直後に行われたことが分かる。

以上を整理する。まず陸奥国に「柵戸百姓」とする史料が存在する(め(史料7)、大隅・薩摩両国の柵戸も同様に「百姓」身分と考えてよい。また、史料上確認することができる大隅・薩摩における柵戸の移配記事は両国の建国直後にみられ(史料8-9)、史料の「建国以来」と整合し、彼らに有する墾田の多くは、移配後に開墾したものとみられる。これらの点から、史料6の「百姓」に、柵戸を中心とした非隼人系住民が含ま

表1 『和名類聚抄』薩摩国郡郷名一覧

郡名	郷名
出水	山内・勢度・借家(高本・名博本なし)・大家・国形
高城(国府)	合志・飽多・鬱木・宇土・新多・託万
○薩摩	避石・幡利・日置
○甌島	管々(高本・名博本なし)・甌島
○日置	富多・納薩・合良
○伊作	利納(高本・名博本なし)
○阿多	鷹屋・田永・葛例・阿多
○河辺	川上・稲積
○穎娃	開間・穎娃
○揖宿	揖宿
○給黎	給黎
○谿山	谷山(伊本・急本「山」を「上」)・久佐
○麿嶋	都萬・在次・安薩

○: 隼人郡

れていたとみて間違いない。

従来の先行研究において、隼人の朝貢停止の意義は、史料6-1②の大隅・薩摩両国における墾田収公と班田制施行との関連で考察されてきた。しかし、先の検討から、史料6の「百姓」に柵戸を中心とした非隼人系住民が含まれていることは明らかである。

中村氏は両国における墾田制を、隼人の「非律令制的性格」と評価しており、永山氏は史料6-1②の班田制施行を隼人に対する律令制的賦課適用の画期の一つと積極的に評価している。しかし、これらの見解は「百

表2 『和名類聚抄』大隅国郡郷名一覧（護謨・熊毛郡は除く）

郡名	郷名
菱荊	羽野・出野（高本）・大水・菱刈
桑原（国府）	大原・大分・豊国・答西・稻積・廣西（伊本・急本「西」を「田」）・桑善・仲川
○嚙啖	葛例・志摩・阿気・方後・人野
○大隅	人野・大隅・謂刈・始薦・祢覆（高本・名博本なし）・大阿・岐刀・始羅（高本・伊本・急本なし）
○始羅	野裏・串占・鹿屋・岐刀
○肝属	桑原・鷹屋・川上・鷹麻

○：隼人郡
 ・表1・2は、池辺弥『和名類聚抄郡郷里駅名考證』、名古屋市立博物館編『博物館資料叢書2 和名類聚抄』を参考に作成。
 ・【高本】高山寺本・【名博本】名古屋市立博物館本・【東本】東急本・【伊本】伊勢本。

姓」を隼人に限定することが出来ない以上、再検討の必要がある。

総括

八世紀における大隅・薩摩隼人の朝貢儀礼は、隼人側のミツキの貢納と風俗歌舞の奏上が行われ、これらは王権への服属を意味する儀礼であったと考えられる。また、隼人は朝貢後、六年間の在

てよいであろう。しかし、隼人の来朝を「朝貢」と明記する史料が存在し（史料2-②）、朝貢の本義であるミツキの貢納を隼人が実際に行っている（史料2-③④⑥）。これらの点から、隼人の来朝とそれに伴う諸儀礼は、朝貢と称して何ら問題はない。

さて、延暦二十年に隼人の朝貢停止が決定する。その背景については、前年に行われた薩摩両国における班田制施行との関係が指摘されてきた。中村氏は墾田制を隼人支配の特殊性と評価し、両国における班田制施行と朝貢停止は、隼人に対する律令制の適用を意味すると述べている。また、永山氏は、八世紀の大隅・薩摩隼人には籍帳制とそれに基づく調庸等の律令制的賦課が行われていなかったという立場をとり、班田制適用と朝貢の停止によって、隼人の公民化が完遂したと解釈している。

しかし、これらの説の問題点は、史料6の「百姓」を隼人と限定して解釈している点である。まず、陸奥国の柵戸を「百姓」身分と明記する史料が存在し、大隅・薩摩両国における柵戸も当然「百姓」身分と考えてよい。また、大隅・薩摩両国の柵戸政策は、それぞれの建置直後に行われており、史料6-①の「建_レ国以来」と整合する。

これらの点から、史料6の「百姓」には、少なくとも柵戸を中心とした非隼人系住民が含まれていたと考えるべきである。「百姓」を隼人と限定することができない以上、隼人の朝貢制停止を、大隅・薩摩両国における班田制施行と結びつける従来の解釈は再検討の必要がある。以下では、隼人の朝貢停止の意義に関する筆者の見通しを述べ、本稿のむすびにかえたい。

隼人の朝貢停止の意義を考える上で注目すべきが、朝貢儀礼が停止さ

勤務を行うという特殊な役割を有していた。蝦夷の朝貢儀礼は、八世紀に入ると朝賀儀礼に組込まれ、この点は隼人の朝貢儀礼と異なる。また、隼人が在京勤務を行ったのに対し、蝦夷にはそのような役割は存在しない。

菊池氏は、隼人の在京勤務を特に重視し、隼人の上京は「朝貢」ではなく、「上番」という言葉を用いるべきであるという見解を提示した。確かに隼人の在京勤務は蝦夷にはみられず、隼人支配の特殊性と評価し

れるという点である。先述した通り、ミツキの貢納と風俗歌舞の奏上は、王権への服属を意味する重要な政治儀礼である。朝貢停止によってこれらの儀礼が廃止されるが、この点は「朝貢を行わせることによって、隼人との服属関係を形成・維持する」という、天武朝から続く、隼人に対する政策が変化したことを意味する。

また、朝貢停止は隼人の在京勤務を考える上でも重要である。古代王権は南九州に住んでいる隼人の発する吠声に、邪霊を払う効果があると考え、彼らを定期的に来朝させることによってその呪力を補充しようとした⁽²³⁾。しかし、朝貢の停止によって、新しく大隅・薩摩隼人が来朝することは無くなってしまい、吠声を中心とした隼人の在京勤務は畿内隼人が代行していくことになる⁽²⁴⁾。これは、大隅・薩摩隼人が有する呪力への必要性が低下したとみることができるといえる。

隼人の朝貢停止の原因は、先に挙げた一連の朝貢儀礼の廃止や在京勤務の転換の意義から考える必要があると筆者は想定しているが、この点に関しては別稿に譲りたい。

註

- (1) 中村明蔵「隼人の朝貢をめぐる諸問題」(同『隼人の研究』学生社 一九七七)、永山修一「隼人の戦いと国郡制」(同『隼人と古代日本』同成社 二〇〇九)。
 (2) 井上辰雄「隼人と大和政権」学生社 一九七四、前掲(1) 中村論文「律令制と隼人支配について―薩摩国の租の賦課をめぐる―」(前掲(1) 所載)、奥野中彦「薩摩国正税帳をめぐる―律令制と薩摩―」(『鹿児島県立短期大学地域研究所年報』十二 一九八三)、伊藤循「隼人支配と班田制」(『千葉史学』四 一九八四)、永山修一「隼人の消滅」(前掲(1) 所載)、鈴木拓也「律令国家転換期の王権と隼人政策」(山中章・仁藤敦史編『国立歴史民俗博物館研

- 究報告第一三四集』国立歴史民俗博物館 二〇〇七)。
 (3) 菊池達也「隼人の「朝貢」」(『史学研究』二七六 二〇二二)。
 (4) 中村明蔵「隼人司の成立とその役割」(同『熊襲・隼人の社会史的研究』名著出版 一九八六)、永山修一「隼人司の成立と展開―隼人文化研究会編『隼人族の生活と文化』雄山閣出版 一九九三、前掲(2) 鈴木論文)。
 (5) 石上英一「日本古代における調庸制の特質」(『歴史学研究』一九七三年度別冊)。
 (6) 養老職員令60隼人司条によると、「正一人(掌下、檢二校隼人一、及名帳、教二習歌舞一、造二作竹笠一事上)」とあり、隼人司正の職掌とした歌舞の教習がある。八世紀における朝貢儀礼以外の風俗歌舞奏上の例は、『続日本紀』天平宝字七年(七六三) 正月庚申(十七) 条が挙げられる。また、延喜隼人式雑祚大嘗条等によると、大嘗祭において風俗歌舞の奏上を行う規定であった。
 (7) 前掲(1) 中村論文、今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館 一九八六)。
 (8) 前掲(3) 菊池論文。
 (9) 前掲(7) 今泉論文。
 (10) 熊谷公男「節会に参加する蝦夷」(熊谷公男・柳原敏昭編『講座 東北の歴史第三卷 境界と自他の認識』清文堂 二〇一三)。
 (11) 前掲(7) 今泉論文、前掲(3) 菊池論文。
 (12) 前掲(7) 今泉論文、前掲(10) 熊谷論文。
 (13) 鈴木拓也「律令国家と夷狄」(『岩波講座 日本歴史 第5巻 古代5』岩波書店 二〇一五)。この点について、鈴木氏も同様の指摘を行っている。
 (14) 前掲(2) 井上論文、前掲(2) 中村論文、前掲(2) 奥野論文、前掲(2) 伊藤論文、前掲(2) 永山論文、前掲(2) 鈴木論文。
 (15) 前掲(2) 中村論文。
 (16) 前掲(2) 永山論文。
 (17) 井上辰雄「薩摩国正税帳をめぐる諸問題―隼人統治を中心として―」(同『正税帳の研究』塙書房 一九六七)。井上氏は五つの残簡からなる「薩摩国正税帳」をA-Eに分類し、A・B文書を国府所在の高城郡、D文書を肥後国に隣接する出水郡、河辺郡初表示が記されているE文書を阿多・河辺郡のものとして結論付けた。またC文書は大領に「薩麻君福志麻呂」が任命されている点から、薩摩郡のものと推定している。本稿では井上氏の残簡整理に従う。
 (18) 熊谷公男「近夷郡と城柵支配」(『東北学院大学論集―歴史学・地理学―』二十一 一九九〇)。
 (19) 中村明蔵「薩摩国の成立について」(前掲(4) 所載)。

(20) 拙稿「文武朝における「薩摩隼人」の征討と唱吏国の成立」(『歴史』一二二二〇一三)。

(21) 前掲(17) 井上論文。出水郡は肥後国と隣接し、天平八年度「薩麻国正税帳」の郡司構成をみると、「肥君」や「大伴部」といった肥後国に盤踞する豪族が多くみえる。また、高城郡の「合志」・「飽多」・「宇土」・「詫萬」の四郷は肥後国の郡名と一致しているという特徴がある(表1)。これらの点を踏まえ井上氏は、出水・高城の両郡は柵戸をはじめとした肥後国からの非隼人系の移民を中心に構成されたものと指摘しており、筆者も賛同する。

(22) 前掲(17) 井上論文。井上氏は、大分郷は豊後国大分郡、答西郷は豊前国上毛郡多布郷、仲川郷は豊前国仲津郡との関係をそれぞれ指摘している。

(23) 中村明蔵「隼人の呪力とその系譜」(前掲(1) 所載)、前掲(2) 鈴木論文。

(24) 前掲(4) 永山論文、前掲(2) 鈴木論文。鈴木氏は、隼人の朝貢が停止される際に、来朝している隼人の一部を畿内に残留させて、儀式や行幸の際に必要とされる呪力に満ちた吠声を確保しようとしたと述べている。また、大同三年(八〇八)十二月格によって、畿内に残留した大隅・薩摩隼人に欠員が生じた場合、畿内隼人によってそれを代行させたとする(『日本後紀』大同三年十二月壬子条、『類聚三代格』卷四 大同四年正月七日太政官符)。